

日本司法福祉学会 ニュース No.24

〒510-0293 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1 鈴鹿医療科学大学 藤原正範研究室気付
Tel: 059-383-9208 (内線2407) Fax: 059-383-9666



日本司法福祉学会なごや大会（第11回全国集会）を開催して

山田麻紗子

（なごや大会実行委員会事務局長・日本福祉大学）

記録的猛暑となった今年の夏の8月7日（土）、8日（日）に、名古屋芸術大学を会場にお借りして、日本司法福祉学会なごや大会を開催いたしました。本学会の目的である司法と人権のよりよい調和の実現を目指した「法と社会福祉援助」をテーマに、昨年夏頃から愛知、岐阜、三重の三県社会福祉士会の協力を得て、準備を進めて参りました。お陰様で、NOFSWからバイオラ・バーン・エデン博士（PhD, LCSW）を講師としてお招きでき、会員をはじめとしておおむね200人の方々に参加していただき、盛況の内に大会を終えることができましたことを、心より深く感謝申し上げます。

腑に落ちない事件を起こす非行少年や受刑を繰り返す

犯罪者の中には、その生い立ちをひもとくと被虐待、親のDV、貧困、アルコール依存、何らかの障がいを抱えているものが、少なくありません。彼らは、障がいや過酷な養育環境を理解されずに福祉的支援を受けないまま、心身の発達をはじめとして学力、対人関係力などを削がれた深刻な成育史を抱えています。こうした実情は、まだまだ社会に理解されず、犯罪者・非行少年＝残忍でくずな人間といった図式で捉えられ、受け皿は広がっていません。このような現状に光を当て、共に重い課題を考えようとした本大会のテーマに若い参加者が目立ったことも、嬉しいことでした。

慣れない大会運営でご迷惑をおかけした点もありました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

Viola's Visit to Japan

Viola Vaughan-Eden, PhD, LCSW

In April 2010, at the NOFSW conference in Atlanta the Japanese Society of Law and Forensic Social Services delegation invited NOFSW to Japan to give the keynote at their conference on August 7, 2010. I was delighted that the NOFSW Board selected me to represent the organization in Japan. It was my first visit to Asia and I was very excited to learn about Japanese culture.

Words cannot express the gratitude and honor I feel for JSLFSS, President Sachio Katou and members of the JSLFSS treated me most graciously. I honestly was overwhelmed by the generosity and hospitality. I so appreciated the opportunity to stay in the homes of Professor Masanori Fujiwara and his wife, Chisachi

who served as my primary chaperone/hosts for my visit. Additionally, Chairperson Jun-ichi Takagi and Professor Hisayo Takagi gave me a personal tour of the Suzuka University of Medical Science. They kindly opened their home to me and my travel companion, Professor Jennifer Kerpelman of Auburn University as did Professor Masako Yamada and her husband.

I was also given an extensive tour of Nihon Fukushi University, three child guidance centers, a crisis hotline center and the Nagoya Court System where I had the opportunity to sit in on two hearings in progress. I learned that social workers are not as prevalent in Japan as they are in the United States. In the United States,

the utilization of social work knowledge and skills nearly always serves the interest of justice, and countless judges, prosecutors, and defense attorneys depend on social workers as their most trusted of professional allies.

However, I wish the United States had a training program like the one by the Supreme Court of Japan. I think it would help forensic social workers better serve the court and their clients if they were trained at that level.

While in Japan, I was invited to give four presentations on forensic social work. With the help of Professors Mari Hirayama, Etsuko Yuhara, and Yutaka Nakagawa serving as translators, I was able to discuss the following topics:

August 2, 2010: Hakuoh University – Department of Law in Oyama, Tochigi, Japan

“Preventing Child Abuse in the United States Utilizing Forensic Social Workers and Community Education Programs: Forensic Interviewing of Young Children”

August 6, 2010: Nihon Fukushi University, Nagoya Campus – Graduate School of Social Welfare in Nagoya, Aichi, Japan

“Social Workers Testifying in the United States Justice System”

August 7-8, 2010: Japanese Society of Law and Forensic Social Services Congress



なごや大会で講演するバイオラ博士（右は通訳者の中河豊先生）

Nagoya University of Arts – School of Human Development in Kitanagoya, Aichi, Japan

“Social Workers Testifying in the United States Justice System – Keynote”

“Social Workers Testifying in the United States Justice System – Discussant”

I enjoyed the opportunity to study Japanese history, culture and social welfare, and will forever cherish this as one of the most positive experiences of my life. I appreciate the opportunity to represent NOFSW and feel I have made some lifelong friends in Japan. I truly believe we have a great deal to learn from each other and I know both NOFSW and JSLFSS are looking forward to a long successful collegial relationship.

大会シンポジウム 「医療観察法の現状と将来像」雑感

松原 新（なごや大会実行委員・鈴鹿医療科学大学）

「医療観察法の現状と将来像」と題しておこなった大会シンポジウムを無事に終えることができたことを感謝しています。

当日のシンポジウムは、日頃三重県内で活躍する精神科医師の長尾圭造氏、社会復帰調整官の馬淵伸隆氏、精神保健参与員の濱口達也氏の3名によって話題提供をしていた後に、愛知県弁護士会福本博之氏から3名のシンポジストに対する指定討論を行っていただきました。

本学会において、医療観察法をシンポジウムで取り上げたのは初めての試みでしたが、シンポジウム後半に行っ



大会シンポジウムの様子

たフロアからの質疑や懇親会をとおして感じた率直な気持ちは、会員諸氏の「医療観察法」に対する関心と本法対象者への人権意識の高さでありました。

今後、本法が保安処分的な傾向を強めることがないように、本学会でも経緯を見つめていく必要があることはシンポジウムの最後にも述べたとおりです。まだ不十分な状況のなかで運用されている本法が、今後人権意識の高まりを背景にさらに充実した法律として成長していくことを切に願うものであります。そして、できればその成長過程の中で、再度本法をテーマにシンポジウムのコーディネートを試みたいと考えております。

当日のシンポジウムに参加して下さった皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

プレシンポ 「権利の主体はいかにして回復するか～刑余者の福祉支援の途を探る」 感想 感謝

南川久美子

（なごや大会実行委員・三重県社会福祉士会会長）

昨年、各県に地域生活定着支援センターが開所し、刑務所や更生保護施設に社会福祉士、精神保健福祉士が採用され、司法分野であった受刑者に福祉の支援が始まった。



プレシボの様子

司法と福祉の協働が、目される中、

【テーマ】権利の主体はいかにして回復するか～刑余者の福祉支援の実現の途を探る～

と題して、プレシボを行った。刑務所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、刑務所所在地の福祉行政職員の方々に集まって頂き、受刑者支援の現状、問題点を明らかにし、今後の支援の在り方を話し合った。

司法と福祉と行政が一緒のテーブルについた画期的なプレシボは、最初の一步である。今後は、司法福祉学会のプレゼントであるこのシンポで知り合った司法、福祉、行政の方々と、今後も一緒に検討会を重ねながら、この地域で、司法と福祉の協働に向けての活動を続けていきたい。

愛知・岐阜・三重県社会福祉士会 合同企画分科会を企画して

鷲野明美（なごや大会実行委員・愛知県社会福祉士会）

成年後見制度開始後10年が経過し、後見形態が多様化するなかで、NPOや社会福祉協議会などの法人が、相談、申立支援、そして後見受任をするという取組みを始めました。

この分科会では、愛知県にあるNPO法人知多地域成年後見センター（今井友乃氏）、田原市成年後見センター（岩瀬貴仁氏）、認定NPO法人東三河後見センター（長谷川卓也氏）、岐阜県にあるNPO法人東濃後見センター（山田隆司氏）、三重県にある伊賀地域福祉後見サポートセンター（田邊寿氏）における取組みの現状と問題点に関する報告と日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長である熊田均弁護士からの法人後見の現状と課題についての解説をもとに、議論がなされました。各センターからは、法人後見を担う人材養成が共通の課題として報告されました。また、熊田氏からは、法人後見センターの適格性、行政支援の在り方、市民後見人との関係等が課題であるとの解説がありました。最後に放送大学大曾根寛教授より、「成年後見制度は、今や財産管理的要素ではなく、福祉的機能も重要視されている。新しい地域福祉の担い手である成年後見センターを、行政も含め、地域で支える必要がある」との指摘があり、全国で取り組みが始まり、議論の対象となっている法人後見について、参加者が一緒に考える機会となりました。

分科会 「加害－被害の対立をこえて……平和な人間関係 社会の構築を展望して」を企画して

加藤暢夫

（なごや大会実行委員・名古屋芸術大学人間発達学部）

1 企画を振り返ると加害－被害問題に関わっている方で、学会である報告者を探すことの困難が大変大きかったことです。学会そのものの予算規模などを考えなくても、部内報告者を優先すべきことですが、とりわけ予算を考えるとNPOなどさまざまな活動が見られるにもかかわらず、司法福祉学会に加入されている方が限られているのかと思いつつ、やっと、会員のご協力でなり立った分科会です。

2 弁護士の金岡繁裕氏（金岡法律事務所）から刑事弁護の体験をまとめ、刑事被告人の側からみて「加害－被害」の問題の報告がありました。そこでは、犯罪加害者は部分的にせよ被害者を否定する行動を採る場合があること、被害者の求めは多様であるのに金銭賠償以外に対応はさらに困難があり、多くの場面で被害者との関係を絶つこととなる現状があつて、刑事弁護にあたるものとしては、被害者を無視しないこと、被害者の尊厳を害さないことにつとめていると具体例を通じて報告がありました。

3 新倉修氏（青山学院大学、弁護士）からは、日弁連から2010年の国連の犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）と国連犯罪防止犯罪者処遇会議（コングレス）で「修復的司法＝正義プログラムに関するマニュアル」が発行されているとの報告がありました。若干要点を紹介しておきます。同書の重要な要素として、

- (1) 犯罪、犯罪者、被害者の諸状況に対応したものであること
 - (2) 各人の尊厳、万人の平等を尊重し、理解を促進し、社会融和に貢献するものであること
 - (3) 公的な、犯罪者にスティグマを与える刑事裁判に対する代替方法であるものであること
 - (4) 伝統的な手続・制裁に平行して利用可能な方法であること
 - (5) 問題の解決と根深い紛争原因に手当する方法であること
 - (6) 被害者の苦悩や欲求に手当てする方法であること
 - (7) 犯罪者に自らの行動の因果関係を認識させ、建設的な態様で自らの責任を引き受けるよう促す方法であること
 - (8) 各国の刑事裁判制度の事情、伝統、原則、哲学に適応しうる柔軟で変更可能な方法であること
 - (9) 重大犯罪を含む、さまざまな犯罪・犯罪者を対応する利用可能な方法であること
 - (10) 少年犯罪を含む状況に特に対応し、対象少年に新しい価値と能力を与えることを絶対的な要請とする手続に対応する方法であること
 - (11) 非行と社会問題の予防と抑制において地域社会が担う第一義的な役割を考慮する方法であること
- を挙げることができます。そして、新倉氏は加害者と被害者の当事者双方を手続きの主体とされていることを紹介し

ました。

3 加藤暢夫 (ponpe mintar 名古屋芸術大学) は、JR 尼崎列車転覆事件 (事故) の被害者当事者らの動きに被害 - 被害の関係を考えるにあたって多くの学ぶものがあると指摘しました。加害者を運転手のみに限定することなく、企業に目を向け、その経営方針等にも関心をもち、他の事

故からも学び、被害者の追悼が個人問題とされずに広く門戸を拡げて行われ、企業責任や行政責任、そして捜査関係への取り組みも行われていることは、とかく被廉恥罪の被害関係者と加害側との個別関係に埋没してしまっている傾向への加害 - 被害の双方の生き様として学ぶことができるのではないかと述べました。

事務局からのお知らせ

会員動向

7月10日、理事会により加入が承認された新会員
舟橋民江 (たみ法律事務所)
松下勝司 (司法書士法人リーガルシップ)

8月6日、理事会により加入が承認された新会員
高橋有紀 (一橋大学法学研究科)
平原長英 (喜連川社会復帰センター)
山口聡一郎 (鈴鹿医療科学大学医療科学研究科)

8月20日、理事会により加入が承認された新会員
坂本秀泰 (山口県萩児童相談所)
上原 亮 (宇部フロンティア大学)
豊住伸夫 (大阪少年鑑別所)
大山和子 (東京都多摩立川保健所)
森本幸英 (名古屋刑務所)
梅崎 薫 (埼玉県立大学)
滝口涼子 (上智大学大学院総合人間科学研究科)
小野田正晴 (三重県地域生活定着支援センター)
横山奈緒枝 (吉備国際大学)
市川岳仁 (特定非営利法人三重ダルク)
田中裕子 (別府市福祉事務所)

9月15日、理事会により加入が承認された新会員
斉藤哲也 (名古屋刑務所)
河合由香 (名古屋刑務所)
川島二三子 (保護法人岡崎自啓会)
清水力樹也 (更生保護法人徳永会大徳塾)
宮古紀宏 (早稲田大学教育総合科学学術院)

会員名簿の整理についてのご協力をお願い

以下の会員の皆様について、住所・所属先が不明になっています。ご存知の方は、メールで情報をお知らせください (f-seihan@suzuka-u.ac.jp)。

90005 浅井加葉子	90017 尹 義喜	90030 市川太郎
90034 伊藤隆宏	90050 瓜生悦子	90144 佐藤有樹
90155 洪井哲也	90161 杉本浩起	90189 田中美智子
90201 寺本信子	90202 寺本久男	90219 中川 望
90231 中野 實	90264 服部寛子	90271 平岡香穂里
90285 藤井哲治	90291 細越亜起子	90334 森 成樹
90349 山田英治	90362 吉元信元	

2010年8月7日総会 (名古屋芸術大学) での決定事項

1. 2009年度会計報告 (ニュース No23 掲載) と会計監査報告、2010年度予算 (ニュース No23 掲載) が承認された。

2010年度中間決算報告 (2010.8.2 現在) と会計監査報告が行われ承認された。

2010年8月2日現在の財産状況

・ゆうちょ銀行残高	1,546,990 円
・郵便振替残高	20,000 円
・現金	52,347 円
・合計額	1,619,337 円

2. 組織整備に関する決定事項

(1) 会員名簿中、住所・所属先不明者は、ニュースに氏名を掲載して、会員からの情報を募り、なお不明の者については2011年3月末日をもって名簿より削除する。

(2) 会費未納入3年を超える会員については、2011年3月末日をもって、退会者とみなし、名簿から削除する。

(3) 来年度、日本学術会議への加入申請を検討する。

3. 国際犯罪学会世界大会

国際犯罪学会第16回世界大会 (2011.8.5 ~ 10 神戸) の学会企画シンポジウムについては、その内容を理事会に一任する。学会会計からの相当額の出費が伴うことを了承する。

4. 学会誌編集

学会誌「司法福祉学研究」の論文査読規程を、来年度の総会で決定する。

5. 研究活動

(1) 学会編の司法福祉の入門書 (学部学生向け教科書) を出版する。

(2) 中期的展望で、司法福祉学の体系書の出版を検討する。

(3) 「司法福祉理論研究会」を不定期に開催する。

会員未払いの会員へお願い

会費未払いの会員の皆様、早期の納入をお願いいたします。総会の決定を受け、未払い会員に過年度会費を含めて、再度、納入通知を送らせていただきます。なお、2011年度末で3年以上の会費未納入がある場合、退会とみなして、新年度早々、名簿から削除する事務処理を行います。

お知らせ

■司法福祉理論研究会の開催

日時：2011年2月12日 (土) 午後1時半 ~ 4時半
会場：日本福祉大学名古屋キャンパス (教室は当日案内)
内容：「司法福祉とは何か」
話題提供者：加藤幸雄、服部 朗、藤原正範

■NOSFW 年次研究集会のご案内

NOSFW 28 Annual Conference
New Orleans, Louisiana
April 16-18, 2011
At the Doubletree Hotel
Theme "Forensic Social Work: Global Horizons"